

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についての一部を改正する件について（通知）

環自総発第1308303号

平成25年8月30日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事  
・指定都市・中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)等の施行に伴い、「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についての一部を改正する件」が別添のとおり平成25年8月30日環境省告示第81号として告示され、平成25年9月1日から適用されることとなったので通知する。

ついては、貴管下の住民、動物取扱業者等に対する普及啓発に格段の御配慮をお願いする。